

(案)

資料4

抜粋版

京都市はぐくみプラン (京都市子ども・若者総合計画)



京都市
CITY OF KYOTO

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

京都市はSDGsの理念である
「誰ひとり取り残さない」まち
を目指しています

第II部 具体的な方策

第1章 優先的に取り組む事項

重点
1

安心して妊娠・出産できる環境づくりと子どもの学びと育ち合い

柱1 医療機関等と連携し、子どもや妊産婦を支援することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりの促進

母親が安心して妊娠・出産できる環境は、子どもの健やかな成長に不可欠ですが、昨今の少子化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、育児不安やメンタルヘルスの問題等、妊産婦が課題や困りを抱えやすい状況にあります。

このことから、「子育て世代包括支援センター」として区役所・支所に設置している子どもはぐくみ室の相談対応機能を最大限に発揮することで、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を行います。また、子育て家庭を身近な地域で支えるため、医療機関をはじめとした関係機関との連携を推進します。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目のない支援の推進

柱2 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

近年、児童虐待相談・通告件数が全国的に増加の一途を辿る中、児童虐待を要因とした幼い命が奪われる事案も発生する等、児童虐待対策に関する取組や機能強化が喫緊の課題となっています。

本市においては、これまでからも、学校や関係機関との連携強化や、虐待を受けた子どもへの重点的な支援の実施等、児童虐待に対して重点的に取り組んできましたが、地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもを守り抜くため、これまでの取組をより一層充実していきます。

【主な取組】

- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】

柱3 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

様々な事情により親と暮らすことができない児童を受け入れる児童養護施設等において、子どもの「安心感」「自己肯定感」「特定の大人との信頼感」を育むため、小規模かつ地域に根ざした、より家庭的な養育を推進してきました。

このような状況の中、今後の社会的養育の在り方を示す「新しい社会的養育ビジョン」(2017(平成29)年8月)が発出されたことを受け、本市においては、児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則を踏まえた養育里親を中心とした里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の取組等を総合的かつ一体的に実施し、「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備を進めていきます。

【主な取組】

- ・ 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制の構築
- ・ 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 乳児院・児童養護施設等の高機能化、多機能化・機能転換及び小規模かつ地域分散化の推進

第2章 施策の体系

1 ライフステージに応じた子ども・若者の成長



妊娠・出産～乳幼児期

(1) 母子保健

妊娠・出産期は、心身の大きな変化に加え、少子化や地域のつながりの希薄化等により孤立しやすく、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。

妊産婦が安心して妊娠・出産できるよう、区役所・支所子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての機能を発揮し、医療機関等の関係機関との密な連携のもと、子育て家庭を身近な地域で支える仕組みづくりを推進します。

ア 妊娠前から支える安心して妊娠・出産できる環境づくり

地域の様々な子育て支援機関と連携しながら、子どもはぐくみ室が「子育て世代包括支援センター」としての専門性を発揮し、母子保健事業等を通じた関わりを契機として切れ目ない支援を推進することで、安心して妊娠・出産できる環境づくりに取り組めます。

また、妊娠を望む方の希望を叶えることができるよう、不妊治療費の助成や不妊相談の実施に加え、妊娠・出産に係る正しい知識の普及啓発に取り組めます。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実
- ・ 妊産婦の健康の保持増進のための支援の充実（^{こうくう}口腔保健・栄養・禁煙支援・飲酒防止を含む。）
- ・ 医療機関等との連携による妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- ・ 不妊に係る支援の充実

2 特に支援を要する子ども・若者やその家庭への支援



(1)

(2) 児童虐待対策・少年非行対策，社会的養育の推進

京都市においては、児童虐待及び少年非行対策に向けた取組を行ってまいりましたが、児童虐待相談・通告件数の全国的な増加や、重症事例の発生等、更なる取組の強化が必要となっています。

また、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や里親委託の推進等により、社会的養育の推進に向けた取組を行ってまいりましたが、国において取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」では、里親委託の一層の推進、施設の機能転換が求められる等、大きな転機を迎えています。

こうした状況を踏まえ、子ども家庭総合支援拠点に位置づける各区役所・支所子どもはぐくみ室の機能の充実、児童相談所の機能及び体制強化、学校や地域の関係機関等との連携強化、里親委託の推進、児童養護施設等の高機能化及び多機能化等の推進により、切れ目のない支援を行うことで、「子どもの最善の利益」を実現していきます。

ア 児童虐待からすべての子どもを守り抜くための取組の推進

地域や関係機関との連携のもと、すべての子どもの命を守り抜き、健やかに育む社会を実現するため、学校や地域の関係機関と連携した「課題や困りごとを抱えた家庭への寄り添い支援」と、「子どもの安全確保と虐待を受けた子どもへの重点的な支援」の両方の充実を図ります。

そのため、子育て家庭の最も身近な支援機関である各区役所・支所子どもはぐくみ室と、児童相談所、保育園(所)・学校や地域の関係機関との更なる連携強化を図り、身近な地域で見守り支えていく取組を推進します。

また、児童相談所の更なる機能及び体制強化を図るとともに、児童福祉司の質の向上を図ります。

【主な取組】

- ・ 区役所・支所子どもはぐくみ室の専門性の向上及び機能の充実【再掲】
- ・ 児童虐待対策に係る取組の推進
- ・ 児童虐待対応に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ・ 子ども虐待防止アクティブチーム等による総合的かつ系統的な対応
- ・ 保護者支援、家族再統合の取組の充実
- ・ 各区役所・支所子どもはぐくみ室と児童相談所、警察、学校や地域の関係機関等との連携強化
- ・ 要保護児童対策地域協議会の運営と機能強化
- ・ 児童虐待防止啓発のための広報及び民間団体等と協働した街頭啓発等の実施
- ・ 子育て支援短期利用事業(ショートステイ等)の充実

- ・ 母子生活支援施設を活用した支援

イ 少年の非行防止と立ち直りを支援するための取組の推進

少年非行については、児童相談所、各区役所・支所子どもはぐくみ室、学校等所属機関、警察、青少年活動センター等の連携のもと、早期段階での把握、対応を行うことで、犯罪防止、重症化及び再犯防止を図ります。

【主な取組】

- ・ 青少年を非行から守る活動や社会を明るくする運動などの地域の団体の取組の支援
- ・ 非行少年立ち直り支援プログラムの推進
- ・ 京都府警察（少年サポートセンター）で行う相談
- ・ 全市立小・中・高等学校における非行防止教室及び薬物乱用防止教室の実施

ウ 「子どもの最善の利益」を実現する社会的養育体制の整備

児童福祉法に規定される子どもの権利保障の理念や家庭養育優先の原則のもと、社会的養育が必要な子どもに対して、パーマネンシー保障の観点も踏まえて、それぞれの養育環境に応じた適切な支援が行われるよう、児童相談所におけるマッチング機能の強化を図るとともに、施設・里親それぞれの体制の強化を行います。

また、包括的な里親支援体制を構築し、特に養育里親への委託の推進を図り、乳幼児75%（3歳未満は令和6年度末、3歳以上就学前は令和8年度末時点）、学齢期50%（令和11年度末時点）以上の里親委託率を目指します。

児童養護施設等の施設については、国の補助制度等を活用しながら、里親委託の推進状況を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進や、本体施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図るための取組を推進します。

一時保護については、国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえて、引き続き、適切に行っていきます。

【主な取組】

- 子どもの権利保障の理念を踏まえた取組の実施（「子どもの権利ノート」の活用等）
- すべての乳児院・児童養護施設における里親支援専門相談員の配置
- 里親・ファミリーホームへの支援の推進（相談・研修の実施，ボランティア・レスパイトケアの受入等）
- 里親への包括的な支援を行うフォスタリング体制の構築
- 里親支援に係る児童相談所の専門性の向上と体制強化
- ファミリーホームの設置推進（里親等による開設の検討・実施）
- 乳児院・児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換，小規模かつ地域分散化の推進
- 児童養護施設等退所児童のアフターケアの充実（訪問相談，交流事業の実施等）
- 研修等による施設職員の質の向上
- 施設職員の処遇改善
- 専門職員の配置推進（措置費加算等の活用）
- 一時保護所の環境改善のための取組
- 国が定める「一時保護ガイドライン」を踏まえた一時保護の実施

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)						
	単位	平成30 (実績)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
①区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室における相談・支援 【利用者支援事業】	箇所	14	14	14	14	14	14
	考え方	<p><量の見込み> 区役所・支所の子どもはぐくみ室において、市民からの子育て支援施策等に関する相談に対応し、必要な支援を実施していることから、区役所・支所数を量の見込みとする。</p> <p><今後の方向性> 今後も子どもはぐくみ室のすべての職員が「子育て支援コンシェルジュ」として、子育ての悩みに「気づき」、支援へ「つなぐ」総合案内窓口の役割を担い、よりきめ細かく利用者への相談・支援に対応するとともに、地域ぐるみで課題や困りを抱える子どもや子育て家庭に寄り添う支援を展開する。</p>					
②時間外保育事業 【延長保育事業】	人日	515,235	472,700	472,700	472,700	472,700	472,700
	考え方	<p><量の見込み> 平成30年度は増加しているものの、それまでの過去3年間は減少傾向にあるため、過去4年間の平均実績に今後の人口推計(0~5歳)を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、現在の提供体制を維持し、ニーズに的確に対応していく。</p>					
③一時預かり事業(保育所型) 【一時預かり事業(一般型)】	人日	50,464	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
	考え方	<p><量の見込み> 年々減少傾向にあるが、過去4年間の平均利用実績に今後の人口推計(0~5歳)を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、現在の提供体制を維持し、ニーズに的確に対応していく。</p>					
④幼稚園における預かり保育(市立・私立幼稚園) 【一時預かり事業(幼稚園型)】	人日	524,643	539,271	529,299	506,120	490,935	477,525
	考え方	<p><量の見込み> 幼稚園利用者のうち預かり保育の定期利用者(ほぼ毎日利用)と随時利用者(たまに利用)に係る割合を算出し、年間想定利用日数を乗じて延べ利用者数を求めたうえで、今後の人口推計(3~5歳に限る)を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、私立幼稚園の協力を得ながら提供体制の確保に努め、就労家庭も幼稚園を利用しやすい環境を整えていく。また、預かり保育の実施体制も含めた幼稚園の取組に関する情報発信等を一層推進していく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)						
	単位	平成30 (実績)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑤病児・病後児保育 【病児保育事業】	人日	3,539	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
			6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
	考え方	<p><量の見込み> 過去4年間の平均利用実績に、市民ニーズ調査から試算した病児保育を利用できなかった延べ日数を加えて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、京都市全体の地域バランスや交通の利便性等を考慮しながら、新設や既存施設の定員数の拡充を図るなど、提供体制の確保を図っていく。</p>					
⑥児童館・学童クラブ事業、放課後ほっと広場、地域学童クラブ事業補助 【放課後児童健全育成事業】	人	14,076	14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
			14,956	15,245	15,558	15,641	15,631
	考え方	<p><量の見込み> 学童クラブ事業の登録児童数の推移を基に令和2年度以降の登録児童数を算出</p> <p><今後の方向性> 今後も引き続き、利用の増加が見込まれる地域を中心に、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組み、可能な限り小学校の校内に確保していくなど、児童の利便性や移動の安全性を踏まえた充実を図っていく。 また、児童館等における大学生等職業体験事業の推進など関係団体との連携により、新たな職員を確保していく。</p>					
⑦家庭訪問による継続的個別支援 (子どもはぐくみ室職員による支援) 【養育支援訪問事業】	人	948	1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
			1,319	1,283	1,247	1,213	1,180
	考え方	<p><量の見込み> 対象者数に、各区役所・支所の要保護児童対策地域協議会の実務者会議進行管理台帳の登載件数の前年度比の平均を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 平成31年4月の各区役所・支所子どもはぐくみ室における体制の強化等を踏まえ、支援の充実を図っていく。</p>					
⑧家庭訪問による継続的個別支援 (育児支援ヘルパー派遣事業) 【養育支援訪問事業】	人	208	201	202	203	205	206
			201	202	203	205	206
	考え方	<p><量の見込み> 過去実績の1件当たりの平均派遣件数で割り戻して算出</p> <p><今後の方向性> 現在の事業委託体制を維持することで、提供体制の確保を図っていく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み(上段)と確保方策(下段)						
	単位	平成30 (実績)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑨子育て支援短期 利用事業 (ショートステイ) 【子育て短期支援 事業】	人日	7,877	8,450	9,024	9,597	10,171	10,744
			8,450	9,024	9,597	10,171	10,744
	考え方	<p><量の見込み> 事業を実施している児童福祉施設の在る7行政区の平成30年度実績の平均値まで全市利用児童率を引き上げることとして算出</p> <p><今後の方向性> 事業を実施している既存の児童福祉施設の活用と併せて、京都市全体としての地域バランスや交通の利便性を考慮しながら、新規施設の開拓を図るなどによりニーズの増加に対応する。</p>					
⑩子育て支援短期 利用事業 (トワイライトス テイ) 【子育て短期支援 事業】	人日	46	35	35	35	35	35
			35	35	35	35	35
	考え方	<p><量の見込み> 過去の利用実績を平均して算出</p> <p><今後の方向性> 現状の体制を維持することで提供体制を確保するとともに、引き続き、施設での職員研修や、施設監査の実施等により、サービスの質の向上と高いレベルでの平準化を図る。</p>					
⑪保育所拠点事業、 児童館事業、京都市 子育て支援活動い きいきセンター(つ どいの広場)事業、 こどもみらい館 【地域子育て支援 拠点事業】	人回	368,322	413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
			413,903	413,513	415,697	417,881	420,065
	考え方	<p><量の見込み> 「年間開所日数」「施設数」及び過去の実績に基づき算出した「1箇所1日当たりの利用児童数(0~2歳)」をもとに、事業ごとに算出した量の見込みを合算して算出</p> <p><今後の方向性> 令和2年度から令和6年度にかけて、つどいの広場を少なくとも年間1箇所程度新規開設し、量の見込みに対応する実施場所の確保に取り組む。</p>					
⑫京(みやこ)いき いき子育てサポ ート事業(京都市ファミ リリーサポート事 業) 【子育て援助活動 支援事業】	件	7,839	8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
			8,780	8,780	8,780	8,780	8,780
	考え方	<p><量の見込み> 依頼会員を活動回数に基づき区分したうえで、区分ごとに「依頼会員の数」に「活動回数の最大値」を乗じて得た数を合計して算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き提供会員(有償ボランティア)の募集に係る広報活動を行い、地域の互助制度としての体制の確保に努める。あわせて、会員同士の交流会の実施等、依頼会員が安心して利用できる取組を充実させていく。</p>					
⑬新生児等訪問指 導事業 (こんにちは赤ち ゃん事業) 【乳児家庭全戸訪 問事業】	人	10,247	9,699	9,496	9,349	9,200	9,099
			実施機関：区役所・支所子どもはぐくみ室 実施職員：保健師、保育士、母子保健訪問指導員				
	考え方	<p><量の見込み> 全戸訪問を目指す事業であることから、各年度の推定出生数を量の見込みとして算出</p> <p><今後の方向性> 各区役所・支所子どもはぐくみ室の現在の体制を維持することで、提供体制の確保を図っていく。</p>					

京都市事業名 【国の事業名】	各年度の量の見込み(上段・中段)と確保方策(下段)						
	単位	平成30 (実績)	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
⑭ 京都市妊産婦健康診査 【妊婦に対する健康診査】	人回	妊婦健康診査受診券使用枚数					
		125,870	119,753	116,725	113,773	110,896	108,091
	考え方	産婦健康診査受診券使用枚数					
		—	15,047	14,667	14,296	13,934	13,582
実施場所：妊産婦健康診査委託医療機関							
		<p><量の見込み> 妊産婦受診券については、妊産婦受診券綴想定交付数を算出したうえで、平均使用枚数を乗じて算出</p> <p><今後の方向性> 引き続き、委託医療機関の確保に努めることで、身近な地域で健康診査が受けられるよう、提供体制の確保を図っていく。</p>					